

小型家電の回収

東海村では、「小型家電リサイクル法」に基づき、使用済小型家電の回収とリサイクルを行っています。

回収方法

- 清掃センターへの直接持ち込み
- 不燃ごみまたは粗大ごみとして集積所へ出す（パソコン・携帯電話不可）
- 回収ボックスに入れる

回収ボックスについて

- ボックスは、東海村役場、各コミュニティセンター、イオン東海店（3階）に設置されています。
- 縦15cm×横30cmと携帯電話専用の投入口が設けられています。



回収品目

- 電源、充電器、電池を使用する小型電子機器

パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子レンジ、電気掃除機、ジャー炊飯器、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、電子辞書、カーナビ、ACアダプター、MDプレーヤー、ICレコーダー、VICSユニット など



ポイント

- 家電4品目【テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、エアコン、洗濯機（衣類乾燥機）】を除きます。
- パソコン、携帯電話については、燃えないごみまたは粗大ごみとして集積所へ出すことはできませんので、清掃センターに直接お持ち込みもしくは回収ボックスに入れてください。
- パソコン、携帯電話などのデータについては、個人の責任において消去してください。
- 取り外し可能な電池やバッテリー類は取り外してください。
- 事業系パソコンは産業廃棄物のため直接持ち込みでも処分できません。

パソコンリサイクル制度について

パソコンリサイクルマークがある場合はこちらのご利用も可能です。

手順

- ① お持ちのパソコンのメーカーのお問い合わせ窓口へ連絡します。
 - ② 後日メーカーから「エコゆうパック伝票」が郵送されます。ご自身で梱包して、郵便局に戸口集荷を依頼するか、郵便局へお持ち込みください。
- 「PCリサイクルマーク」の付いたパソコンでも、倒産などによりメーカーが回収することができない場合は、回収再資源化料金を支払う必要があります。
 - 「PCリサイクルマーク」が付いていないパソコンは、回収再資源化料金が必要です。
- 詳しくは、一般社団法人パソコン3R推進協議会のホームページをご覧ください。▶ <https://www.pc3r.jp/>

